官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務一一）　一

〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁二〇、二一）　二
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（同二二）
○市町の境界変更の件（総務八七）
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務六八）
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同六九）
○日本国に帰化を許可する件（同七〇）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件（外務一一八）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一一九）　三
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産四七二）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同四七三）
○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件（同四七四）
○保安林の指定をする件（同四七五～四八二）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛五六～五八）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同五九～六一）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同六二、六三）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（同六四）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（同六五）　九

〔国会事項〕
警察庁　法務省　九

〔人事異動〕
官庁　一〇

〔皇室事項〕
諸事項　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項　一〇

〔公　告〕
官庁
財団、証票無効関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○財務省令第十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の七第七項及び第十項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十の三第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　法第四十二条の十二の七第七項第一号に掲げる半導体の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数は、確認申請書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第一項に規定する確認申請書をいう。以下この条において同じ。）の写し及び当該確認申請書に係る確認書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第三項の確認書をいう。第五項及び第七項において同じ。）の写しを当該供用中年度（法第四十二条の十二の七第七項に規定する供用中年度をいう。第五項において同じ。）の確定申告書等に添付することにより証明がされた当該半導体の同号に規定する区分した枚数とする。

4　前項の規定は、法第四十二条の十二の七第七項第二号に掲げる半導体の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数について準用する。

5　法第四十二条の十二の七第七項に規定する財務省令で定める金額は、当該供用中年度の確認申請書（当該確認申請書に係る確認書が交付されているものに限る。）に記載された同項の規定の適用に係る半導体生産用資産等（同項に規定する半導体生産用資産及びこれとともに同項に規定する半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。）に対して投資した金額の合計額とする。

6　第三項の規定は、法第四十二条の十二の七第十項第一号に掲げる自動車の同号に規定する区分した台数として財務省令で定めるところにより証明がされた数、同項第二号に掲げる鉄鋼の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数、同項第三号に掲げる基礎化学品の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数及び同項第四号に掲げる燃料の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数について準用する。この場合において、第三項中「第四十二条の十二の七第七項に」とあるのは、「第四十二条の十二の七第十項に」と読み替えるものとする。

7　法第四十二条の十二の七第十項に規定する財務省令で定める金額は、当該供用中年度（同項に規定する供用中年度をいう。）の確認申請書（当該確認申請書に係る確認書が交付されているものに限る。）に記載された同項の規定の適用に係る特定商品生産用資産等（同項に規定する特定商品生産用資産及びこれとともに同項に規定する特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。）に対して投資した金額の合計額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

国会事項

衆議院

要求書受領

三月二十一日、内閣から、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹、福重さと子及び堀江正之を任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公益認定等委員会委員に清水新一郎、生野考司、黒田かをり（亀谷かをり）、湯浅信好、原田大樹、北村聡子及び石津寿恵を任命したいので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員長に茶谷栄治を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に相星孝一を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公認会計士・監査審査会会長に青木雅明を、同委員に蟹江章、上田亮子、古布薫（志田薫）、玉井裕子、千葉通子、川村義則、塩谷公朗及び井野貴章を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、行政不服審査会委員に八木一洋、田澤奈津子、羽田淳一、福本美苗、中原茂樹及び野口貴公美（川口貴公美）を任命したいので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美、武藤京子、稲山文男、芳仲美恵子（畑美恵子）、寺田麻佑、木村琢麿、佐藤郁美、中村真由美（岡庭真由美）及び久末弥生を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に辻惠介を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子及び山田広樹を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案送付

三月二十一日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

棚田地域振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

土地改良法等の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

議案撤回

三月二十一日次の議案は委員会において撤回を許可した。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外九名提出、第二百十六回国会衆法第一〇号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士外一名提出）

質問書提出

三月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の半導体研究機関とわが国研究機関との提携に関する質問主意書（島田洋一提出）

答弁書受領

三月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄提出「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員酒井なつみ提出小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出郵便に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十一日内閣から次の報告書を受領した。

ギャンブル等依存症対策基本法第十二条第七項において準用する同条第四項の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の報告

参議院

議案提出

三月二十一日衆議院から次の議案が提出された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一七号）

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆第一九号）

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第二〇号）

議案受領

三月二十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

議案送付（予備審査）
三月二十一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
学校教育法の一部を改正する法律案（伊藤孝恵発議）

議案撤回通知書受領
三月二十一日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（第二百十六回国会、大串博志外九名提出）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士外一名提出）

質問主意書提出
三月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。
診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第六七号）

要求書受領
三月二十一日内閣から、左記の者を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（三月三十一日任期満了による再任）　杉山　治樹
（同日任期満了の飯島淳子の後任）福重さと子
（同日任期満了による再任）　堀江　正之
また、同日内閣から、左記の者を公益認定等委員会委員に任命したいので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（三月三十一日任期満了の佐久間総一郎の後任）　清水新一郎
（四月二十一日任期満了による再任）　生野　考司
（三月三十一日任期満了による再任）　黒田かをり
（亀谷かをり）
（同日任期満了による再任）　湯浅　信好
（同日任期満了の片岡麻紀の後任）原田　大樹
（同日任期満了の佐藤彰紘の後任）北村　聡子
（同日任期満了の藤井邦子の後任）石津　寿恵
また、同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（五月十五日定年退官の古谷一之の後任）　茶谷　栄治
また、同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（五月二十六日任期満了の横畠裕介の後任）　相星　孝一
また、同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（三月三十一日任期満了の松井隆幸の後任）　青木　雅明
（会長）
（同日任期満了の青木雅明の後任）（委員）　蟹江　章
（同日任期満了による再任）（同）　上田　亮子
（同日任期満了による再任）（同）　古布　薫
（志田　薫）
（同日任期満了による再任）（同）　玉井　裕子
（同日任期満了による再任）（同）　千葉　通子
（同日任期満了の德賀芳弘の後任）（同）　川村　義則
（同日任期満了の皆川邦仁の後任）（同）　塩谷　公朗
（同日任期満了の吉田慶太の後任）（同）　井野　貴章
また、同日内閣から、左記の者を行政不服審査会委員に任命したいので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（三月三十一日任期満了の原優の後任）　八木　一洋
（同日任期満了の戸谷博子の後任）田澤奈津子
（同日任期満了の木村宏政の後任）羽田　淳一
（同日任期満了の佐脇敦子の後任）福本　美苗
（同日任期満了による再任）　中原　茂樹
（同日任期満了による再任）　野口貴公美
（川口貴公美）
また、同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（三月三十一日任期満了の合田悦三の後任）　中里　智美
（同日任期満了の白井玲子の後任）武藤　京子
（同日任期満了の長屋聡の後任）　稲山　文男
（同日任期満了の秋定裕子の後任）　芳仲美恵子
（畑　美恵子）
（同日任期満了の太田匡彦の後任）寺田　麻佑
（同日任期満了による再任）　木村　琢麿
（同日任期満了による再任）　佐藤　郁美
（同日任期満了による再任）　中村真由美
（岡庭真由美）
（同日任期満了による再任）　久末　弥生
また、同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（四月一日任期満了の岡田幸之の後任）　辻　惠介
また、同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
（三月三十一日任期満了の山﨑まさよの後任）　八木貴美子
（同日任期満了の武田克彦の後任）　山田　広樹

報告書受領
三月二十一日内閣から、ギャンブル等依存症対策基本法第十二条第七項において準用する同条第四項の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の報告を受領した。

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号
国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年三月二十五日
国立国会図書館長　倉田　敬子
国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則（平成二十九年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。
第二十八条の表以外の部分中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条の表第二十二条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。
附　則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事異動

警察庁

（警察大学校教官教養部長）警視長　小柳津直哉
カジノ管理委員会に出向させる
（防衛省情報本部電波部長）防衛事務官　重久　真毅
警視長に任命する
警察庁警備局公安課長を命ずる
（カジノ管理委員会事務局監督調査部監督総括課長）内閣府事務官　河村　憲明
警視長に任命する
警察大学校教官教養部長兼教授兼取調べ技術総合研究・研修センター所長を命ずる（以上三月七日）

法務省

池上　清子　伊藤　敏朗　川眞田嘉壽子
北村　泰三　齊藤　隆志　佐藤　治
清水　豊　鈴木江理子　中野　哲弘
吹浦　忠正　浅川　晃広　田中　清久
錦織　聖　戸田　五郎
難民審査参与員に任命する（各通）（三月二十一日）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、パキスタンの国祭日につき、三月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

登録船舶船職員養成事務の休廃止に関する公示

法第十七条の七の規定により、登録船舶船職員養成事務の休止の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二項の規定により、公示する。

令和七年三月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

(二)(一)　休止する登録船舶船職員養成施設の種類　六級海技士（航海）第二種養成施設
　　休止する登録船舶船職員養成施設の名称　独立行政法人海技教育機構
(三)　休止期間
　　自　令和七年四月一日
　　至　令和八年三月三十一日

登録船舶船職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

法第十七条の五第二項の規定に基づき、次のとおり登録船舶船職員養成施設の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の五第二項の規定により、公示する。

令和七年三月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

二　登録船舶船職員養成施設の名称　山形県立加茂水産高等学校
二　登録船舶船職員養成施設の種類
　（変更前）五級海技士（航海）第二種養成施設
　　内燃機関五級海技士（機関）第二種養成施設
　（変更後）五級海技士（航海）第二種養成施設
三　変更年月日　令和七年三月三十一日

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

福岡県糟屋郡篠栗町彩り台１番１号**株式会社やまやコミュニケーションズ**の工場財団に糟屋郡篠栗町彩り台346番46、138番９やまやコミュニケーションズ本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年３月25日　　福岡法務局粕屋出張所

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
外国人技能実習に係る立入検査証	第1030170号	令和３年４月１日	令和７年１月20日	愛知労働局 名古屋西労働基準監督署 労働基準監督官 大森　奨之

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年３月25日　　厚生労働省

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第105191号	令和５年４月１日	令和７年１月17日	愛媛労働局 新居浜労働基準監督署 労働基準監督官 土居　和月

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年３月25日　　厚生労働省

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１号

福岡県みやま市瀬高町下庄347番地７ピュアサファイアⅠ202号
清算株式会社　みやまサービス株式会社
代表清算人　瀬口　直紀

1　決定年月日　令和７年３月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所柳川支部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１０２号

和歌山県海南市木津118番地１
清算株式会社　ヤツイ株式会社

1　決定年月日　令和７年３月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

和歌山地方裁判所民事部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

小規模個人再生による再生手続廃止

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和六年十月二十九日付、官報（号外第二五二号）六十一頁に掲載しております。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月二十五日

北海道旭川市永山北三条七丁目二番地

（甲）株式会社表鉄工所

代表取締役　表　　実

北海道旭川市大雪通一丁目八七二番地

（乙）有限会社ミューロン

代表取締役　表　　実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://weeds-publicnotice.com

（乙）https://weeds-publicnotice.com

令和七年三月二十五日

埼玉県北葛飾郡松伏町築比地七九五番地一

（甲）株式会社ウィーズ

代表取締役　塩月　清和

大阪府茨木市西駅前町一三番二五

（乙）株式会社ユアピース

代表取締役　藤田　裕之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月五日

掲載頁　五十四頁（号外第二八三号）

令和七年三月二十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号

（甲）ＮＸＴホールディングス株式会社

代表取締役　加藤　亮

東京都港区六本木四丁目三番一一号六本木ユニハウス二二三号

（乙）ネクストリード株式会社

代表取締役　小國　幸司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　六十九頁（号外第五十三号）

令和七年三月二十五日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目七番八号恵比寿サウスワン五Ｆ

（甲）京楽ピクチャーズ．株式会社

代表取締役　小川　博史

東京都千代田区外神田三丁目二―一京楽産業．グループ東京ビル六Ｆ

（乙）株式会社リイカ

代表取締役　永谷　俊介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十四日

掲載頁　四十七頁（号外第一七六号）

令和七年三月二十五日

東京都台東区蔵前四丁目一三番七号

（甲）アゼアス株式会社

代表取締役社長　斉藤　文明

群馬県太田市清原町五番地の一一

（乙）丸幸株式会社

代表取締役　山岡　司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.cleave.co.jp/

（乙）https://www.keyaki-hd.tokyo/

（丙）https://www.boncre.co.jp/

令和七年三月二十五日

東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一三号

（甲）株式会社クリーブ

代表取締役　塚田　雅

東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一三号

（乙）株式会社欅ホールディング

代表取締役　塚田　努

東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一三号

（丙）株式会社ボンクレ

代表取締役　塚田　努

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　一九六頁（号外第五十五号）

令和七年三月二十五日

東京都港区南青山二丁目二〇番五号

（甲）株式会社青山プロパティーズ

代表取締役　吉田　茂樹

東京都港区南青山二丁目二〇番五号

（乙）株式会社港コーポレーション

代表取締役　吉田　泉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年二月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年三月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル二〇階（エグゼクティブセンター内）

（甲）Ｒａｍｂｏｌｌ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　サンチェアゴ・パレデス＝ピンソン

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング一階

（乙）Ｋ２Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ランボール・ダンマルク・エーエス

職務執行者　パトリック・アーチータ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年二月二十日

掲載頁　二十九頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年四月十六日

掲載頁　八十頁（号外第九十六号）

令和七年三月二十五日

東京都八王子市高倉町九番一号

（甲）キーサイト・テクノロジー株式会社　代表取締役　寺澤　紳司

東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号

（乙）日本イーエスアイ株式会社

代表取締役　コリーヌ・ロムフォール・レニエ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月十九日

掲載頁　六十五頁（号外第一九三号）

令和七年三月二十五日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

（甲）Ｐ＆Ｊ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　樫山　雄樹

東京都新宿区西新宿六丁目一一番三号ＷｅＷｏｒｋＤタワー西新宿

（乙）ｊｉｎｊｅｒ株式会社

代表取締役　桑内　孝志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年四月九日

掲載頁　十二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年八月八日

掲載頁　九頁

令和七年三月二十五日

山梨県中巨摩郡昭和町築地新居二〇〇〇番地

（甲）株式会社キトー

代表取締役　鬼頭　芳雄

山梨県中巨摩郡昭和町築地新居二〇〇〇番地

（乙）Ｌｉｆｔｉｎｇ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

ＢｉｄＣｏ株式会社

代表取締役　鬼頭　芳雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十七日

掲載頁　一一五頁（号外第一四五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十七日

掲載頁　八十四頁（号外第一四五号）

令和七年三月二十五日

岐阜県羽島郡笠松町北及一番地

（甲）第一紡績株式会社

代表取締役　山本　憲司

岐阜県羽島郡笠松町北及一番地

（乙）双日ロジテック株式会社

代表取締役　遠藤　雅也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十六日

掲載頁　一〇二頁（号外第一九八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十六日

掲載頁　九十八頁（号外第一九八号）

令和七年三月二十五日

神戸市中央区東川崎町一丁目三番三号

（甲）株式会社ティエラコム

代表取締役　増澤　空

神戸市中央区東川崎町一丁目三番三号

（乙）株式会社エス・アール・エス

代表取締役　岡島　恵介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

https://www.daiichi-koutsu.co.jp/index.html

令和七年三月二十五日

大分県大分市弁天一丁目四番二九号

（甲）大分第一交通株式会社

代表取締役　早瀬　勇治

大分県大分市大字八幡字安供田四〇番一〇

（乙）王子第一交通株式会社

代表取締役　早瀬　勇治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月七日

掲載頁　二八〇頁（号外第四十六号）

令和七年三月二十五日

鹿児島市錦江町一番四号

（甲）ヤマサハウス株式会社

代表取締役　森　勇清

鹿児島市錦江町一番四号

（乙）合同会社絆工房ヤマサ

代表社員　ヤマサハウス株式会社

職務執行者　森　勇清

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアッセンブリ（荷造梱包）事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年二月二十五日

掲載頁　八頁

令和七年三月二十五日

埼玉県本庄市児玉町吉田林八五番地一

（甲）株式会社ロジ丸パッケージ

代表取締役　松丸　貴

東京都台東区浅草橋一丁目二二番一六号

（乙）株式会社マルエムＰＯＰ

代表取締役　松丸　貴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の楽器事業部の事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月五日

掲載頁　八十五頁（号外第四十四号）

令和七年三月二十五日

横浜市中区新山下三丁目四番七号藤木企業新山下第一倉庫

（甲）ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ株式会社

代表取締役　西薗　樹

横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号クイーンズタワーＣ八階

（乙）株式会社ＧＲＡＣＥ

代表取締役　沢村　優太

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により富士フイルム株式会社（乙、住所東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号）のライフサイエンス事業部試薬領域における研究・開発機能に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月八日

掲載頁　一一〇頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年六月二十八日

掲載頁　三十三頁

令和七年三月二十五日

大阪府大阪市中央区道修町三丁目一番二号

富士フイルム和光純薬株式会社

代表取締役　吉田　光一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社シュウエステート（住所兵庫県南あわじ市山添五二四番地）に対して、当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十四日

掲載頁　四十八頁（号外第五十二号）

令和七年三月二十五日

兵庫県南あわじ市八木鳥井二一九番地

株式会社南兵庫産業

代表取締役　川崎万知子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＬＡＮＤＳ（住所兵庫県南あわじ市八木鳥井四二九番地二）に対して、当社の不動産賃貸事業の一部及びコイン精米事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十四日

掲載頁　四十八頁（号外第五十二号）

令和七年三月二十五日

兵庫県南あわじ市八木鳥井二一九番地

株式会社南兵庫産業

代表取締役　川崎万知子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社新山富（住所兵庫県西宮市南郷町九番五二号）に対して当社の不動産賃貸事業、不動産管理事業及び投資事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十四日

掲載頁　四十八頁（号外第五十二号）

令和七年三月二十五日

兵庫県南あわじ市八木鳥井二一九番地

株式会社南兵庫産業

代表取締役　川崎万知子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社新山富（住所兵庫県西宮市南郷町九番五一号）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十二日

掲載頁　九十三頁（号外第四十九号）

令和七年三月二十五日

兵庫県西宮市南郷町九番五一号

株式会社山富

代表取締役　山岡　正子

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年六月二十五日

掲載頁　八頁

令和七年三月二十五日

北海道余市郡赤井川村字常盤一二八番地一

株式会社ＮｅｗＫＲＨ

代表取締役　丹羽　文彦

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、渋谷東横前飲食街株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十五日

東京都渋谷区渋谷一丁目二五番一〇号

渋谷東横前飲食街協同組合

代表理事　村山　茂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十五日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番一一号

パークハイツ池袋一一〇五号

合同会社ＳｋｙＡｎｇｌｅ

代表社員　弓削　雅人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー

ＶＥＲＴＵ合同会社

代表社員　前田　翔

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二八階ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

内　ＮＰＢ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　エリザベス・ベロニカ・カルナブーチ

効力発生日変更公告

当社は、令和七年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年三月二十五日

長野県松本市中央一丁目一五番七号

合同会社リオ

代表社員　株式会社ＭＯＯＮ

職務執行者　岩崎　恭成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百一万円減少することにいたしました。

なお、当社は令和七年四月一日付で東京都文京区後楽二丁目三番二一号に本店移転する予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十三日

掲載頁　六十二頁（号外第二八九号）

令和七年三月二十五日

東京都品川区上大崎二丁目一五番一九号

Ｅｔｈｉｃａｌｉｚｅ株式会社

代表取締役　藤田健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億九千七十七万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　七十一頁（号外第五十三号）

令和七年三月二十五日

東京都品川区北品川五丁目一五番七号

ヤマト科学グループホールディングス株式会社

代表取締役　森川　智

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が一億円増加することを条件として、資本金の額を三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月八日

掲載頁　七十一頁（号外第一六三号）

令和七年三月二十五日

東京都港区港南二丁目三番一三号

そらいいな株式会社

代表取締役　松山　ミッシェル　実香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を、令和七年三月十九日から同年六月三十日までに払込みが行われる当社の新株発行により増加する資本金の額、及び当社が発行している新株予約権が令和七年三月十九日から同年六月三十日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使により増加する資本金の額の合計額と同額分を減少することにより、最終的な資本金の額を金五千万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十一月二十日

掲載頁　五頁

令和七年三月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル

株式会社Ｐｒｅｆｅｒｒｅｄ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ

代表取締役　西川　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一九〇〇万円減少し、一〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　七十三頁（号外第五十三号）

令和七年三月二十五日

東京都江東区亀戸一丁目二一番五号ＹＳビル四階

株式会社エスピィエム

代表取締役　橋本　隆夫

準備金の額の減少公告

当会社は、令和七年三月二十四日を効力発生日とする株式会社都市建コーポレーション及び株式会社エステート都市建の各社それぞれとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十五日

大阪府大阪市中央区平野町四丁目六番四号

株式会社ティケイ・ホールディングス

代表取締役　福村　正幸

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社ＨＩＲＡＹＡＭＡとの株式交換（以下「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　七十一頁（号外第五十四号）

令和七年三月二十五日

大阪市中央区高麗橋一丁目六番一〇号豊田日生北浜ビル三階

株式会社ＨＩＲＡＹＡＭＡホールディングス

代表取締役　平山　英拡

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十六億千三百三十六万八千四百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　七十頁（号外第五十三号）

令和七年三月二十五日

徳島市応神町応神産業団地五番地一

株式会社Ｍホールディングス

代表取締役　松下　浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千九百九十二万千六十一円、資本準備金の額を七億二万千二百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/247292/announces

令和七年三月二十五日

東京都新宿区新宿一丁目六番三号

ａｍｐｔａｌｋ株式会社

代表取締役　猪瀬　竜馬

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が二百三十億七千八百三十九万五千九百七十七円、資本準備金の額が二百三十億七千八百三十九万五千九百七十七円増加することを条件として、資本金の額を二百三十億七千八百三十九万五千九百七十七円、資本準備金の額を二百三十三億三百三十九万五千九百七十七円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　三頁

令和七年三月二十五日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

シミック株式会社

代表取締役　三嶽　秋久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円、資本準備金の額を五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十二日

掲載頁　九十三頁（号外第四十九号）

令和七年三月二十五日

兵庫県西宮市南郷町九番五一号

株式会社山富

代表取締役　山岡　正子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十五日

秋田県大館市御成町二丁目一五番三一号

株式会社ビーエス

代表取締役　菅原　光紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十五日

秋田県秋田市牛島西一丁目五番一号

株式会社アシスト

代表取締役　髙橋　祐幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十五日

東京都中央区八丁堀二丁目八番二号

株式会社ジェー・シー・エー

代表取締役　依田　直純

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十五日

静岡県浜松市中央区有玉西町七九〇番地の一九

株式会社浜松電産

代表取締役　大野　健晃

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十五日

大阪市港区波除六丁目一番五号

株式会社サトムラ

代表取締役　里村　敏密

合併につき株券等提出公告

当社は、Ｐ＆Ｊ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年五月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年三月二十五日

東京都新宿区西新宿六丁目一一番三号Ｗｅ　ＷｏｒｋＤタワー西新宿

ｊｉｎｊｅｒ株式会社

代表取締役　桑内　孝志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である島田弘大が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十五日

横浜市中区吉田町七二番地サリュートビル八階島田＆アソシエイツ国際税理士事務所内

Buyandship Limited

日本における代表者　島田　弘大

確定給付企業年金の清算公告（第三回）

当社（旧株式会社東京現像所分）の規約型確定給付企業年金は、令和六年十二月六日厚生労働大臣の承認に基づき、令和五年三月三十一日付で終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年三月二十五日

東京都千代田区有楽町一丁目二番地二

東宝株式会社（旧株式会社東京現像所分）

確定給付企業年金

清算人　森田　理央

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三百五十五万円減少し、二十八億八千八百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年四月三十日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年三月十三日付官報の号外第五十号七十七頁に掲載されています。

令和七年三月二十五日

東京都中央区新川二丁目二七番一号

グリーンフォレスト特定目的会社

取締役　在原　博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千三百八十九万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000842/f2r6/

令和七年三月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ＴＭＰ　ＳＭ１特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金七千七百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/esueichikei

令和七年三月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＳＨＫホテルズ特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億四千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十一日

掲載頁　八十三頁（号外第一六六号）

令和七年三月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ６ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年五月三十一日

掲載頁　一一三頁（号外第一三二号）

令和七年三月二十五日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社ツインシティワン

取締役　赤津　忠祐

取消公告

令和七年二月二十六日（号外第三十七号）掲載の吸収合併及び決算公告（枠組）中、吸収合併公告のみ取消します。

令和七年三月二十五日

東京都港区赤坂九丁目六番三五号

（甲）株式会社Ｍｅｒｃｈ　Ｃｏｍｐａｎｙ　代表取締役　中野由美子

東京都港区赤坂九丁目六番三五号

（乙）株式会社エム・シィオー

代表取締役　清水美佐子